

令和4年3月17日
関東信越厚生局

保険薬局の行政処分等について

令和4年3月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険薬局の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

保険薬局の指定の取消相当

- | | | | | | |
|-----------|---|------------|-------------------------|---|-----------|
| (1) 名 | 称 | 共創未来 下門前薬局 | | | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 新潟県上越市上源入634-3 | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山 善郎 | | |
| (4) 指定取消相 | 当 | 年 | 月 | 日 | 令和4年3月18日 |

※ 当該保険薬局は、令和3年10月31日付で廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【行政処分等に至った経緯】

- (1) 匿名の者から株式会社ファーマみらい（以下「ファーマみらい」という。）の系列である新潟県に所在する薬局が特定の保険医療機関からの処方箋の集中率を低下させる目的で、不正な集約を行っているとの情報提供があった。
- (2) 当該保険薬局の新規個別指導を実施したところ、不正な処方箋の集約を行い、調剤基本料3で請求すべきところ調剤基本料1を請求している疑義が生じたため、事案の内容を精査することとし、指導を中断した。
- (3) ファーマみらいに対し不正な処方箋の集約について報告を求めたところ、ファーマみらいから当該保険薬局が不正な処方箋の集約を行い、調剤基本料3で請求すべきものを調剤基本料1として請求しているとの報告書が提出された。
- (4) ファーマみらいから提出された報告書及び指導時の状況から、不正請求の疑義が濃厚となったため、個別指導を中止し、令和元年7月31日から令和3年4月22日まで計16日間の監査を実施し、結果として「行政処分等の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分等の主な理由】

当該保険薬局の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 処方箋を集約するために、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (2) 処方箋を集約するために、処方箋原本を確認せずに調剤を行い、対面による医薬品の情報提供及び指導を行っていないにもかかわらず、調剤報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (3) 上記(1)及び(2)の方法により「調剤基本料1」の施設基準(特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割5分以下)を不正に維持し、本来であれば「調剤基本料1」から「調剤基本料3」へ変更すべきところ必要な届出を行わず「調剤基本料1」の基準に適合しているとして算定を継続し、調剤報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【調剤報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	2,380件
不正請求額	536,693円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。